

お客様へ

金沢中央信用組合

反社会的勢力排除に向けた取組みについて

当組合では、反社会的勢力に対して取引をお断りする取組みを推進しておりますが、その取組みを一層強化するため、下記のとおり、預金規定等に「暴力団排除条項」を盛り込むとともに、普通預金をはじめとする各種預金および貸金庫等のお取引申込時に、お客様に反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくことといたしました。

これにより、お取引開始後、「反社会的勢力である者」および「反社会的行為を行ったこと」が判明した場合、あるいは反社会的勢力ではないことおよび反社会的行為を行わないことの表明・確約に関し虚偽の申告を行ったことが判明した場合には、お取引を停止または解約させていただきます。

お客様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 「暴力団排除条項」を盛り込んだ規定

<対象規定>

当座勘定規定(一般用) 当座勘定規定(専用約束手形口用) 普通預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定、期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金(M型)規定、自動継続自由金利型定期預金(M型)規定、自由金利型定期預金規定、自動継続自由金利型定期預金規定、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、積立預金規定、積立式定期預金規定、定期積金規定、定期性総合口座取引規定、貸金庫規定

2. 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」の制定

- (1) 普通預金をはじめとする各種預金および貸金庫等のお取引申込時に、お客様に反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただきます。
- (2) 万が一、表明・確約いただいた内容に虚偽の申告等があった場合には、お取引の停止または解約させていただきます。
- (3) すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合は、お取引の停止または解約させていただきます。

3. 取扱開始日

平成22年8月16日(月)

4. 改訂後の規定について

改訂後の規定は、お取引のお申込の際にお渡しいたします。
また、ご希望の場合は、窓口にお申出ください。

以上